

## 法人県民税均等割の減免のお知らせ

奈良県総務部税務課

平素は、本県税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本県では、収益事業を行うNPO法人のうち、社会福祉法に規定する社会福祉事業等を行う法人については、申請により法人県民税均等割が減免の対象となる制度を設けています。

これは、NPO法人が社会福祉の分野において大きな役割を果たしていただいているものの、同種の社会福祉事業を営む社会福祉法人に比べ税制面において負担が大きいことから、軽減措置を行うことにより、社会福祉の増進に一層寄与していただくことを目的としています。詳細は下記のとおりです。

## 記

区 分	法人県民税均等割の減免の概要
減免の対象法人	法人税法施行令第5条に規定する収益事業を行うNPO法人で、社会福祉事業等を行うもの
減免の対象事業	社会福祉法に規定する社会福祉事業等（県税条例施行規則に掲げるもの） ※別紙「(参考) 減免対象となりうる社会福祉事業等一覧」参照
減免の適用条件	上記の社会福祉事業等を行う法人で、事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業で使用すること
提出書類	① 確定申告書（第6号様式） ② 法人県民税均等割減免申請書（第21号様式の2） ③ 法人定款 ④ 事業名等を記載した事業指定通知書、施設設置許可書、届出受理書等の写し ⑤ 事業報告書、決算書、活動計算書（※）の写し (※) <u>その他の事業を実施している場合は、特定非営利活動に係る事業とその他の事業の区分がされている活動計算書</u>
減免の申請期限	納期限（確定申告書の提出期限）

(注) 1 上記提出書類の内容について審査のうえ、承認（あるいは不承認）の通知を送付します。  
また、事後の調査により減免要件に該当しないことが判明したときは、減免を取り消される場合があります。

(注) 2 申請期限までに提出がない場合には、減免の適用は受けられなくなりますので、ご注意ください。なお、減免申請書は、毎年、確定申告書の提出期限（納期限）までに提出することが必要です。

## ★ 問い合わせ先 ★

事務所名	電話番号	所在地
奈良県税事務所 課税第二課 法人税係	0742-20-4535 (ダイヤルイン)	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎内
中南和県税事務所 課税第二課 法人税係	0744-48-3003 (ダイヤルイン)	〒634-8506 橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎内
総務部 税務課 課税係	0742-27-8853 (ダイヤルイン)	〒630-8501 奈良市登大路町30番地

(参考) 減免対象となりうる社会福祉事業等一覧

根拠法令(社会福祉法)	事業名
第2条第3項第1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
第2条第3項第1号の2	生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
第2条第3項第2号 ※ただし同号に規定する子育て短期支援事業を除く。	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
第2条第3項第3号	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業
第2条第3項第4号	老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業
第2条第3項第4号の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業
第2条第3項第5号 ※ただし同号に規定する身体障害者の更生相談に応ずる事業を除く。	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
第2条第3項第8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
第2条第3項第11号	隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
第2条第3項第12号	福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
第2条第3項第13号	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

※法令の改正により事業の増減がある場合がございます。

## NPO法人の法人県民税の減免について（Q&A）

Q1 減免の対象となる「社会福祉事業等」とはどのような範囲ですか。

A 社会福祉法第2条第3項に掲げる第2種社会福祉事業（NPO法人が運営することができないものを除く。）のうち事業所管課から指定通知や許可を受けたもの、または事業所管課に事業開始の届出等を提出したものが対象です。

具体的な事業名については、別紙「（参考）減免対象となりうる社会福祉事業等一覧」をご覧ください。

Q2 「収益事業」とはどのような事業をいうのですか。

A 地方税法上の収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（地方税法施行令第7条の4）。

具体的には、物品販売業、不動産販売業、請負業等34業種が規定されています。

なお、NPO法人の事業活動及び経理においては、特定非営利活動に係る事業とその他の事業に区分されますが、税法上の収益事業には、その他の事業だけでなく、特定非営利活動に係る事業から生じる収益についても上記に当たる場合には対象となります。

Q3 当法人は、年に2回程度、障害児の父母やボランティアの協力によりバザーを行い、その収入を得ていますが、収益事業に該当しますか。

A 収益事業とは、継続して事業場を設けて行うものであり、年に1、2回程度のバザー収入であれば、一般的には物品販売業には該当しないと思われませんが、具体的な判定については管轄の税務署にご相談ください。

Q4 当法人は、高齢者の家族やボランティアと共に、昼間認知症の高齢者のお世話をしていますが、均等割を減免してもらえますか。

A 今回の減免対象となる事業は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業等のうち県税条例規則で定めるものをいいますので、貴法人が老人居宅介護等事業や認知症対応型老人共同生活援助事業等の事業を行っている場合には、減免の対象になります。

なお、具体的な確認方法としては、減免の申請時にその事業名が記載された事業所管課からの指定通知書等を提出してください。

Q5 当法人は、NPO活動として障害者自立支援法による障害福祉サービス事業とまちづくり事業を行っており、その他の事業として物品販売業、出版業による収入がありますが、均等割の減免は受けられますか。

A 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に該当しますので、均等割の減免が適用されます。

なお、他の適用要件として、収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業に使用すること、及び納期限までに減免の申請を行うことが必要です。

Q6 減免の申請期限はいつですか。もし、期限に遅れた場合にはどうなりますか。

A 減免の申請は、「納期限までに」行うこととされており、通常法人の事業年度終了後2ヶ月以内に確定した決算に基づいて申告納付する必要がありますので、その期限までに減免の申請を行ってください。なお、申告書の提出期限の延長を認められている法人については、申請期限は「延長された申告期限」になります。

申請期限に遅れた場合には減免は認められませんので、納付する必要があります。

Q7 減免の申請時に添付する資料には、どのようなものが必要ですか。

A 減免の申請は、所定の減免申請書に、「減免を受けようとする事由を証明するに足る書類」を添付することとされていますが、具体的には社会福祉事業等を行っていることが確認できる書類（**事業指定通知書、施設設置許可書・届出受理書等**）及び収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業に使用したことを確認できる書類（**事業報告書、決算書及び活動計算書（その他の事業を実施している場合は、特定非営利活動に係る事業とその他の事業の区分がされているもの）の3点**）を添付してください。

Q8 「収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業に使用」したかどうかは、具体的にどのように判定するのですか。

A 減免の申請時に、収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業に使用したことを確認できる書類として事業報告書や活動計算書等を添付していただくことにより、その他の事業から本来事業への繰り入れ等による使用の事実を確認します。

なお、特定非営利活動促進法第5条第1項においても、「収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」とされています。

Q9 NPO法人は県民にとって重要な活動を行っているのに、なぜ減免の対象が、社会福祉事業等を行う場合に限定されるのですか。

A NPO法人については、本来地方税法上、法人県民税均等割は課税されますが、本県の条例において、「収益事業を行うものを除き」均等割の課税を行わないこととしています。

今回、社会福祉事業という直接県民の福祉の向上に大きく寄与する活動を行っているNPO法人については、同種の活動を行う社会福祉法人に比べると、税制面で収益事業とされる範囲が異なり負担が大きいことから、均衡を図るための措置として、一定の条件により均等割の減免を行おうとするものですので、ご理解ください。

Q10 社会福祉事業等を行っている場合に、均等割は減免されるのに、法人税割はなぜ僅かな所得でも課税されるのですか。

A 今回の減免制度の対象は、社会福祉事業等を行うNPO法人に係る法人県民税均等割のみであり、法人税割については、対象外となっています。

これは、国の法人税は所得に応じて課税されますが、法人税割も、当該法人税額を課税標準としてその1%が付加的に課税されるものであるため、欠損（赤字）やごく僅かな所得でも一律（年額21,000円）に課税される均等割とは異なり、担税力（税を負担す

る所得稼得能力)があるため減免の必要性が低いと考えられるからです。

Q 1 1 減免を申請する場合、確定申告書にはどのように記入するのですか。

A 確定申告書には減免を受けた後の税額を記入してください。具体的な記入方法は下表を参考にしてください。

番号	法人税割が存在する法人	法人税割額が存在しない法人
⑰	事業所を有していた期間を記入	同左
⑱	空欄(何も記入しないでください)	同左
㉑	⑰(納付すべき法人税割額)を記入	空欄(何も記入しないでください)
㉓	⑰-㉑の額を記入	0を記入

なお、審査の結果不承認となった場合は納付が必要となります。後日郵送される納付書を使って納付してください。

Q 1 2 事業年度の途中で社会福祉事業等を開始した場合は、減免は認められますか。

A 社会福祉法第二条により、事業の実施期間が原則として6月を超える場合は社会福祉事業等に含まれ、減免対象となります。